

1 地域情報化の推進

情報通信技術を活用した豊かな地域社会の実現

最近のインターネットの爆発的な普及を背景に、電子商取引や金融、教育、医療等社会・経済活動の各分野におけるデジタル化、ネットワーク化が急速に進展している。これに伴い、行政の各分野においても、情報通信技術を活用した行政サービスの向上等に対する期待が一段と高まっており、このような電子政府・電子自治体サービスの基礎となる地域の情報化が強く望まれているため、総務省では、教育・福祉等の住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差（デジタル・ディバイド）の是正等の観点から、総合的に地域の情報化を推進している。

1 地域情報化推進のための支援施策

総務省では、下記のような地域情報化推進のための支援施策を行っている（図表）。

2 地上デジタル放送を活用した行政サービスの提供に関する実証実験

総務省では、地方公共団体の電子自治体構築に向けた環境整備、デジタル・ディバイドの是正を図っていくため、平成15年12月1日から東京・名古屋・大阪の三大都市圏で開始された地上デジタル放送の持つデータ放送や双方向機能を活用したアクセシビリティの高い行政サービス提供システムの実現に向けた取組を進めている。平成15年度は、岐阜市において、地上デジタル放送を活用した行政サービス提供システムを構築し、行政情報や公共施設の予約等のサービスを約150世帯が利用する実証実験を行い、システムの有用性及課題を検証した。

平成16年度は、個人認証を必要とする申請・届出を可能とする行政サービス提供の実現に向けた実証実験を実施する予定である。

図表 総務省の主な地域情報化支援施策の概要

施策名	概要
地域イントラネット基盤施設整備事業等	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図ることを目的として、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体を支援（交付決定数：784事業）
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する地方公共団体等を支援（交付決定数：849事業）
マルチメディア街中にぎわい創出事業	中心市街地の活性化を推進するため、マルチメディアに慣れ親しむ展示・研修・交流機能を併せ持った施設を整備する地方公共団体等を支援（交付決定数：16事業）
地域インターネット導入促進基盤整備事業	地域住民にインターネットを活用した双方向サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する過疎地域等の市町村を支援（交付決定数：832事業）
情報通信システム整備促進事業	地域公共ネットワークを活用して利便性の高いシステムを構築するためソフト開発等に取り組む市町村を支援（交付決定数：682事業）
地方単独事業	情報通信技術を活用して、社会の変化に対応した活力ある地域社会の形成、質の高い公共サービスや行政情報の提供及び地域間格差の是正を図るため、地方公共団体が地方単独事業として実施する公共施設等を接続する大容量で高速なネットワーク等地域の情報通信基盤等の整備に対する支援

（ ）内は平成15年度未までの交付決定数

3 地域における情報化の推進に関する検討会

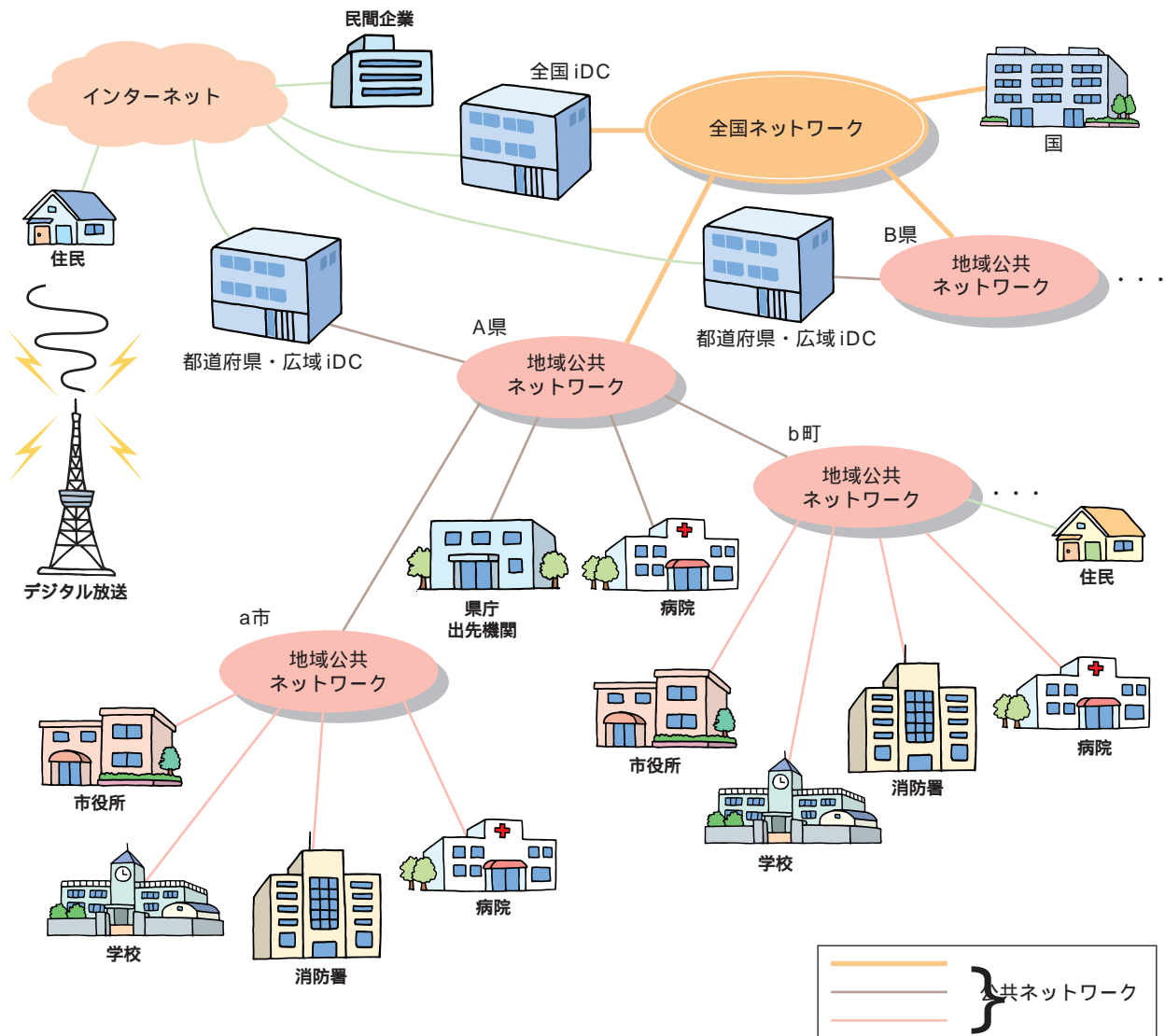
「全国ブロードバンド構想」(平成13年10月)や「e-Japan重点計画-2003」等に基づき、平成17年度(2005年度)を目標として地方公共団体等が学校・図書館・公民館・市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国整備を推進しており、平成15年7月現在、全3,254団体中1,804団体(55.4%)が地域公共ネットワークの整備に着手している。

こうした中、地方行政の広域化の進展を受けて、市町村が構築した地域公共ネットワークと都道府県が整

備した情報ハイウェイ等を接続し、共同アウトソーシングによる電子自治体の推進、教育・遠隔医療・防災等のアプリケーションの展開に活用する自治体が現れてきている。

これらを背景として、総務省では、平成15年12月から地域における情報化の推進に関する検討会を開催し、公共ネットワークの全国整備、各種アプリケーションの共同構築・共同運用、地域情報化を担う人材育成などについて検討している(図表)。

図表 全国的な公共ブロードバンド・ネットワークのイメージ



2 ITを活用した地域経済の活性化

ITビジネスモデル地区構想の推進

1 ITビジネスモデル地区構想

ITビジネスモデル地区構想は、ITビジネスの振興に積極的な地方公共団体を指定し、ITビジネスにとっての魅力的なビジネス環境を先行的に実現することにより、ITビジネスの集積を図り、ITビジネスの地域展開モデルの構築及び当該モデルの他地域への展開を通じた地域経済の活性化を推進するものである。

指定地区では、地域の情報通信基盤の整備、アプリケーション開発等の促進、IT技術者の育成等の施策に対し、それぞれ地域イントラネット基盤施設整備事業等において優先採択を行うとともに、当初から整備主体以外の電気通信事業者等に利用させることを目的とした整備を可能とする、先進技術型研究開発助成制度において優先採択を行う、情報通信人材研修事業支援制度において優先採択を行うとともに助成限度額を1,000万円とするなどの特例措置が講じられる。

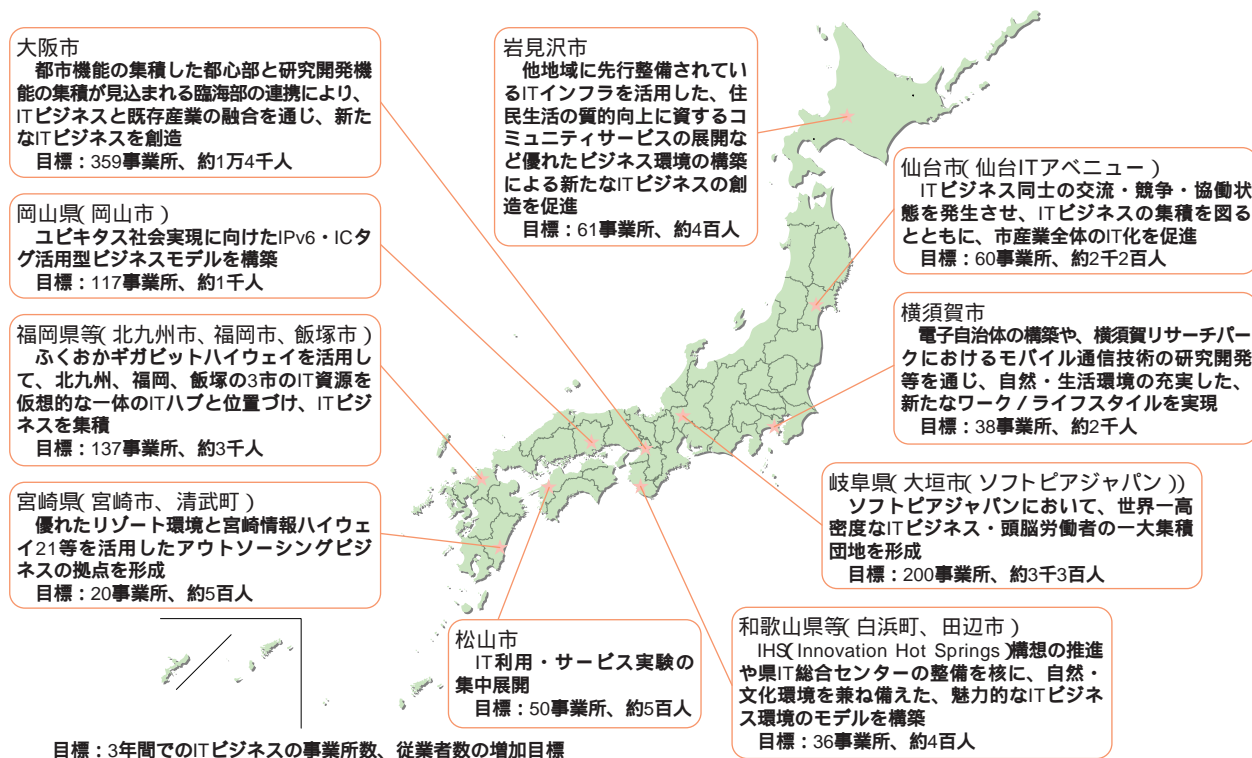
平成16年4月現在、総務省は以下の10地区をITビジネスモデル地区に指定している（図表）。

2 ITによる沖縄振興

沖縄県では、米軍の施設・区域が集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしており、自立型経済の構築が課題となっている。このような特殊事情を踏まえ、平成14年4月、沖縄の振興を図るための所要の措置を講ずることを目的として、「沖縄振興特別措置法」が施行された。平成14年7月には同法に基づいて内閣総理大臣が「沖縄振興計画」を決定し、同年9月、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣は、同計画の分野別計画として作成された「沖縄県情報通信産業振興計画」について同意を行った。

総務省では、高度なスキルを身につけたIT技術者や指導者の育成を目的として経済産業省との共同でIT高度人材育成事業を開始するなどにより、情報通信関連産業の集積・振興を図っている。なお、これまでの取組等から情報通信関連産業の沖縄への進出が促進され、平成16年1月現在、累計で約80社が沖縄に新たに進出し、6,000人を上回る雇用が新たに創出された。

図表 ITビジネスモデル地区構想の指定地域



3 電子政府の実現

(1) 国民の利便性・サービスの向上

利用者の視点に立った行政サービスの提供

政府は、平成15年7月、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、平成15年度(2003年度)から平成17年度(2005年度)までの3か年を計画期間として、電子政府構築に係る政府の具体的な取組を定めた「電子政府構築計画」を決定し、同計画に基づき、国民の利便性・サービスの向上とIT化に対応した業務改革に取り組んでいる(図表)。

同計画に基づく取組の一環として、平成16年1月、各府省が提供している行政情報の総合的な検索機能や行政手続の案内、法令データ等の検索機能を提供する政府のポータルサイト「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp>)の機能を見直し、ライフイベント(結婚、就職等)別の手続案内の導入、各府省の組織・業務内容、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)の統一的な提供等、利便性・サービスの

向上を図った。

また、各府省において策定した「行政手続等の電子化に関するアクションプラン」に沿って手続きのオンライン化を進めた結果、平成15年度末までに、国の行政機関の扱う申請・届出等手続のほとんどすべてについてオンライン化を実施した。

これらの取組をより一層推進し、さらなる利便性の向上につなげるため、平成16年3月、CIO連絡会議において、行政情報の電子的提供、電子申請等受付にかかわるシステムの利便性の向上及び効率的な整備を図る観点から、「行政ポータルサイトの整備方針」を策定し、インターネットによる行政情報の提供の充実、e-Govを活用した手続きのワンストップサービスを平成17年度末までに実施することとしている。

図表 電子政府構築計画概要

目標：『利用者本位の行政サービスの提供』、『予算効率の高い簡素な政府』を実現する
(計画期間：2003年度から2005年度末まで。毎年度見直し)

施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

国民が、24時間365日ノンストップで必要な情報を容易に入手し、ワンストップで(インターネット上の一つの窓口で)行政サービスを受けられるようにする

IT化に対応した業務改革

業務を抜本的に見直し、人事・給与等各府省に共通する業務における共通システムの利用、定型的業務の外部委託などにより、業務・システムを効率化・合理化する

共通的な環境整備(電子政府を構築するための環境を整備)

各府省に情報化統括責任者(CIO)補佐官(原則、外部専門家)を配置するなど推進体制を強化、セキュリティ対策、個人情報保護対策を充実・強化

各府省計画 「施策の基本方針」に沿って、各府省が実施する具体的取組

3 電子政府の実現

(2) 調達手続の電子化

インターネットによる電子入札・開札の実現

政府調達（公共事業分野を除く。）手続の電子化は、「バーチャル・エージェンシー（省庁連携タスクフォース）の検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、総務省が中心となり全省庁が参加する政府調達（公共事業分野を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議において推進している。

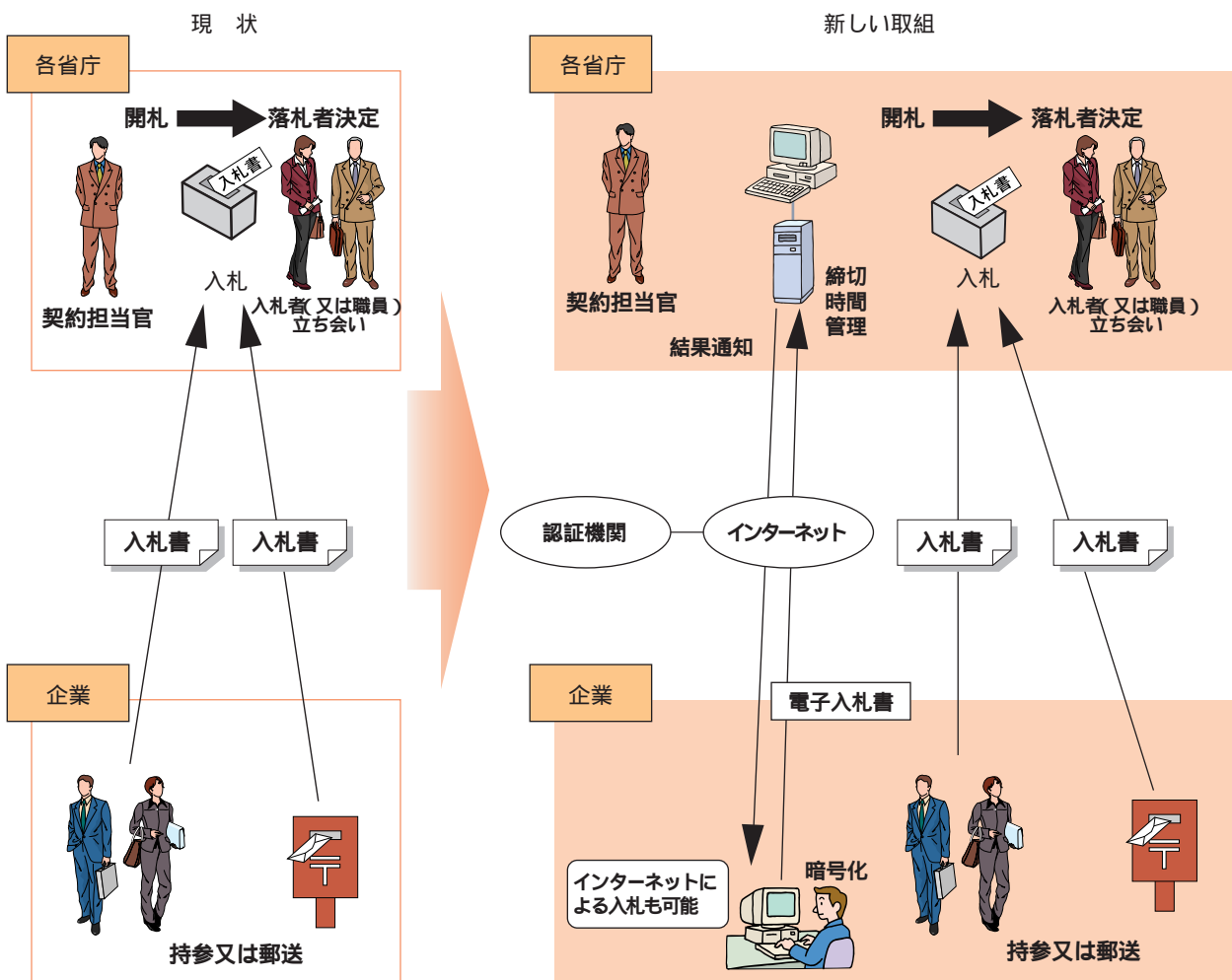
連絡会議では、平成13年1月から競争契約参加資格審査・名簿作成の統一基準に基づく新システムの運用

を、同年6月から各省庁の調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を開始した。

総務省においては、物品等の分野における入札・開札業務についてインターネットによる入札システムを開発し、平成14年10月から「電子入札・開札システム」の運用を開始した。

また、各府省においては、平成15年度中にインターネットを活用した電子入札・開札システムを導入した（図表）。

図表 電子入札・開札システムの概要



3 電子政府の実現

(3) IT化に対応した業務改革

業務・システムの部分的な最適化から政府全体としての最適化へ

政府はこれまで、行政運営の簡素化・効率化を推進するため、業務事務のIT化に取り組んできた。しかしながら、これまでの取組は既存の業務や制度を前提としたものであったため、IT化に対応した業務自体の見直しが十分になされていないままシステムが構築されている、類似の業務に対応したシステムが異なる仕様で各府省間・府省内部局間で縦割りに構成されているなど、ITの導入による行政事務の効率化・合理化が必ずしも十分に実現されていないとの指摘があった。

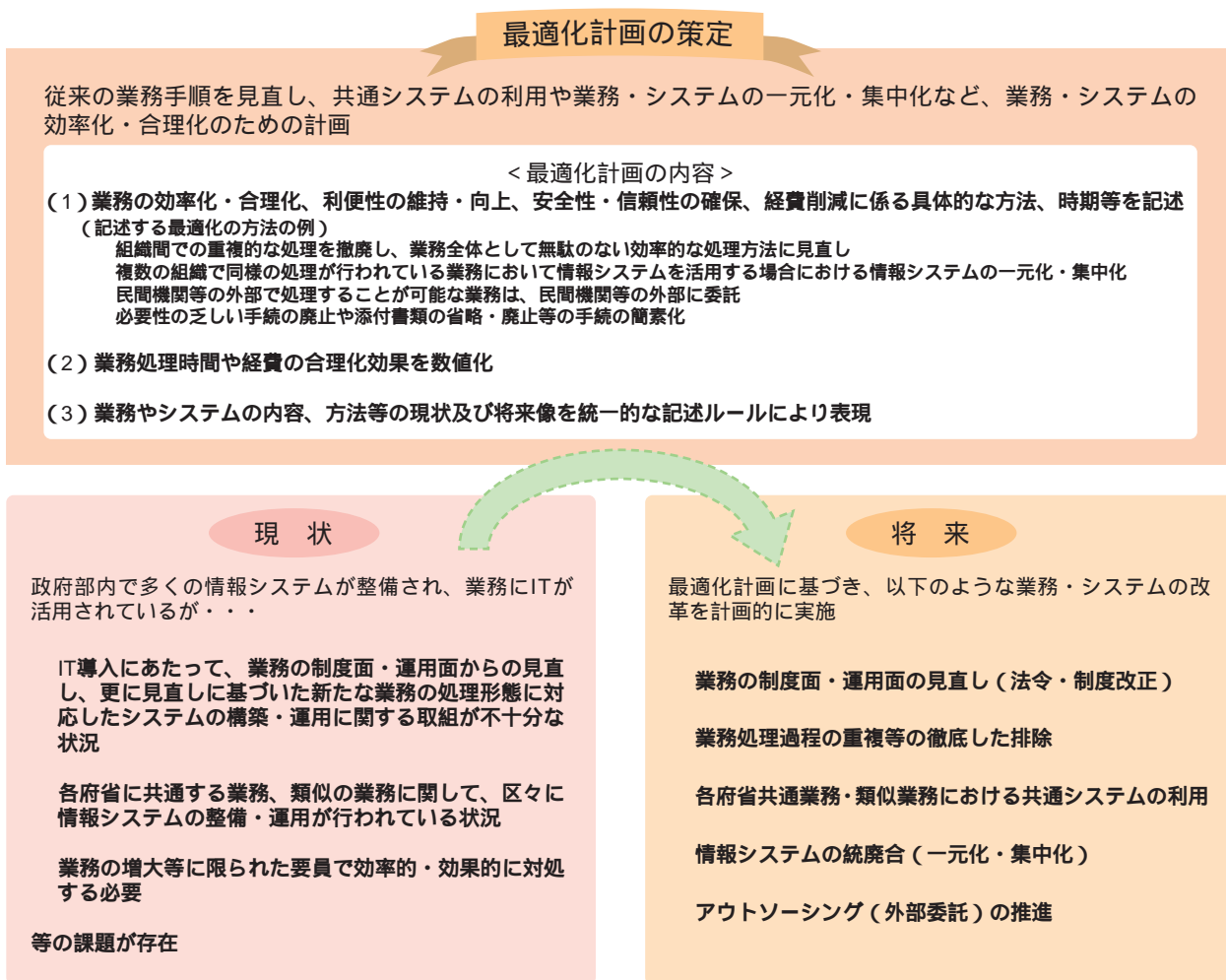
そこで、CIO連絡会議において平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」において、政府として、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化に戦略的・横断的に取り組むこととされ

た。

これを受け、平成15年12月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施し、平成16年2月、CIO連絡会議において、業務の最適化やシステムの統合化等の効果が大きいと見込まれる業務（72分野）を最適化計画の策定対象として選定した。

最適化計画の策定対象とされた業務・システムについては、平成17年度（2005年度）末までのできるだけ早期に最適化計画を策定し、同計画に基づく最適化を図ることとされている（図表）。なお、先行的に取り組んできた人事・給与等業務については、平成16年2月末に人事・給与等業務・システムの最適化計画が策定された。

図表 業務・システム最適化計画の概要



3 電子政府の実現

(4) 防災分野におけるIT化の推進・高度化

消防防災分野における情報化の推進

大規模災害等の非常事態において、迅速かつ確な災害応急活動を実施するためには、情報の収集・伝達が必要不可欠である。そこで、総務省では、「e-Japan 重点計画2003」等を踏まえ、情報通信技術の急速な進展に対応して、高度な消防防災分野の情報通信ネットワークシステムの構築に取り組んでいる（図表）。

1 ネットワークインフラの整備

災害時等において、迅速かつ確に情報の収集・伝達を行うために、総務省では、都道府県との間に国土交通省のマイクロ回線を活用した地上系通信網である消防防災無線を整備している。一方、都道府県及び市町村も、それぞれ都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線を有しており、各々がこれらの地上系無線を活用することにより、相互に必要な情報のやり取りを行っている。しかしながら、大規模災害等の発生に備え、通信の多ルート化が必要であることから、総務省及び各地方公共団体においては、(財)自治体衛星通信機構が運用を行う衛星系通信網である地域衛星通信ネットワークも活用しているところである。

今後、総務省及び地方公共団体において、これら地上系無線網、衛星系通信網の更なる整備促進を行うとともに、音声及びファクシミリ中心の情報伝達のみならず、多様なアプリケーションに対応するべく、これら関係無線の高度化・高機能化を推進していく。

具体的には、市町村で整備している市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化に対して必要な支援を行うとともに、地域衛星通信ネットワークにつき、映像のデジタル化・多チャンネル化及び高速データ伝送の実現に向け、第二世代化を推進していく。

また、各消防本部と消防・救急隊員間又は消防・救急隊員間の連絡を行うための無線通信網である消防救急無線については、秘匿性の確保、高度なアプリケーションの実現、周波数の有効利用等のため、各消防本部においてデジタル化に取り組むこととしている。そこで、総務省では、全国の消防本部において円滑かつ速やかな移行を進められるよう、平成16年度から必要な支援を行っていく予定である。

2 情報システムの活用による防災情報の共有化の推進

総務省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、各種の情報システムを整備・活用することにより、必要な情報を地方公共団体との間で共有している。具体的には、消防防災に係る情報をデータベース化して地方公共団体との間で共有化するための「消防庁防災情報システム」や、地震発生時の被害を推計するための「簡易型地震被害想定システム」、緊急消防援助隊の広域応援活動を支援するための「緊急支援情報システム」を整備し、地方公共団体からの接続を進めることにより、情報の共有化をしているところである。

平成15年度は、これらシステムへの接続に、インターネットが活用できるように必要な措置を講じているところである。また、都道府県において独自に整備している防災関係の情報を集約したシステムと消防庁防災情報システムとの間で、データの連携を図るとともに、消防庁防災情報システムを介して、映像情報を共有できるようシステム構築を行っている。さらに、今後は、新しく独自にシステムを整備する都道府県の間でも情報の共有化が図れるよう、必要な部分について標準仕様を策定するとともに、システムを有しない都道府県の間でも情報共有が可能となるように、有効な方策を検討していく予定である。

また、平成15年度においては、消防本部からの火災報告等をオンラインで報告できるシステムについて、運用を開始（平成16年1月）したところである。

3 情報通信技術の進展への対応

これまで、携帯電話等からの119番通報については、地域の消防本部の中で代表となる消防本部で受信し、管轄の消防本部へと転送する代表消防本部方式により運用を行ってきた。しかしながら、近年の携帯電話の急速な普及、それに伴う携帯電話からの119番通報の増加を踏まえ、利用者の利便性の向上のためには、通報者がいる場所を管轄する消防本部において直接受信を可能とすることが不可欠となってきた。そこで、総務省では、平成12年度から携帯電話等を用いた119番

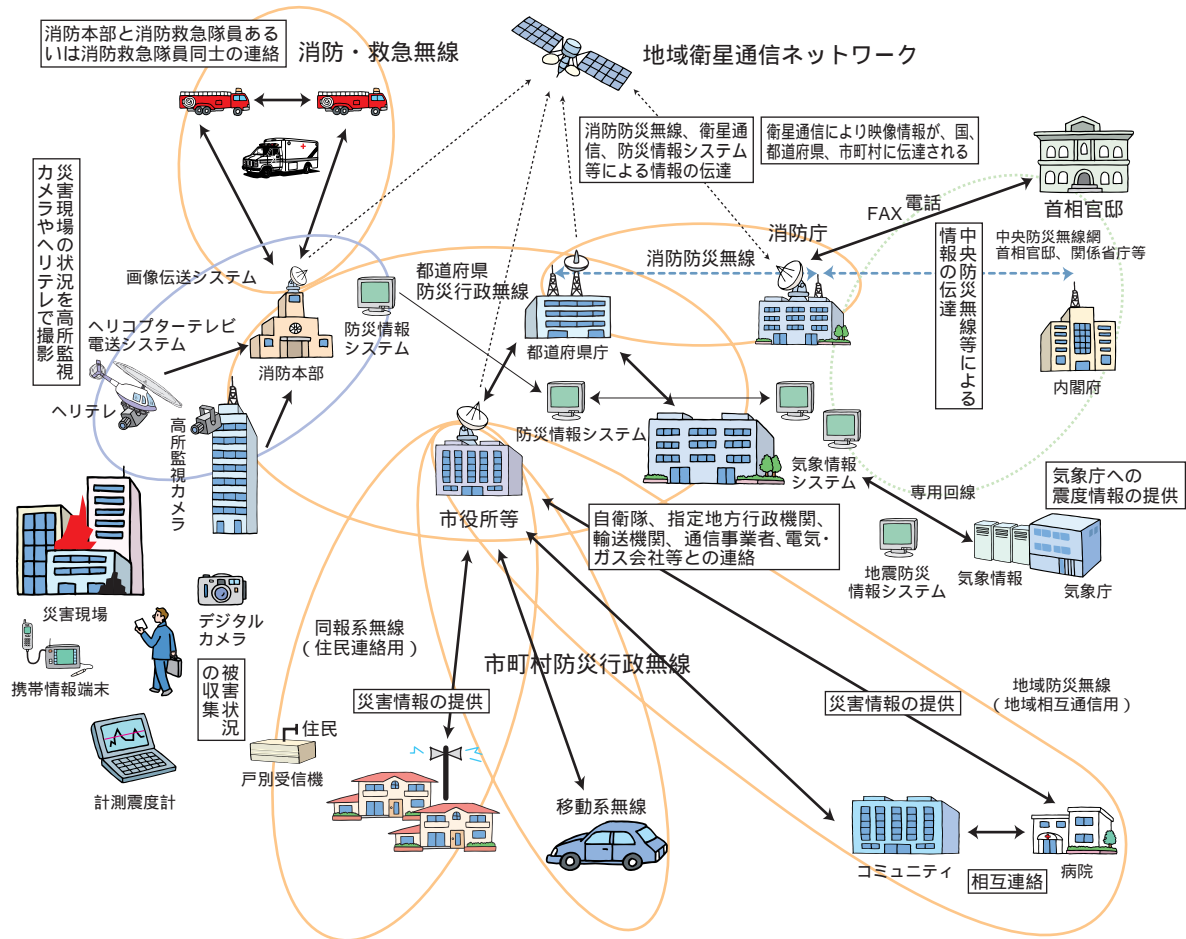
通報のあり方検討懇談会を開催し、必要な事項の検討を実施してきている。平成15年度には、直接受信のための技術的な仕様を策定するとともに、これを実現化するための方策について検討し、今後は、緊急時要援護者のため、メール等からの119番通報への対応について議論を行っていく予定である。

また、津波や集中豪雨等の際に、住民が緊急に避難行動を取ることを可能とするためには、気象庁が発表する津波警報や気象警報等の緊急防災情報について、地方公共団体及び住民に対して迅速かつ確実に伝達することが必要不可欠である。そこで、総務省消防庁では、地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線（同報系）を有効活用して、緊急防災情報を伝達する

ための方策を検討しており、平成16年度においては、気象庁から受信した緊急防災情報を地域衛星通信ネットワークにより地方公共団体に伝達するシステムの構築とこれら緊急防災情報の活用システムの検討を実施する予定である。

今後は、「e-Japan重点計画2003」等を踏まえ、国・地方公共団体・住民間における防災情報の共有化を図っていくため、総務省では地方公共団体と連携しつつ、計画的かつ積極的に情報化を推進する予定である。特に関係無線のデジタル化を早期に効率的に実施するため、また、必要な情報システムの整備、データ連携を進めるため、必要な方策を検討していくとともに、幅広く地方公共団体への支援を行っていく。

図表 消防防災情報通信ネットワークの概要



4 電子自治体の実現

(1) 総合行政ネットワークの利活用の促進

平成16年3月にすべての地方公共団体がLGWANに参加

総合行政ネットワーク（LGWAN：Local Government Wide Area Network）は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである（図表）。

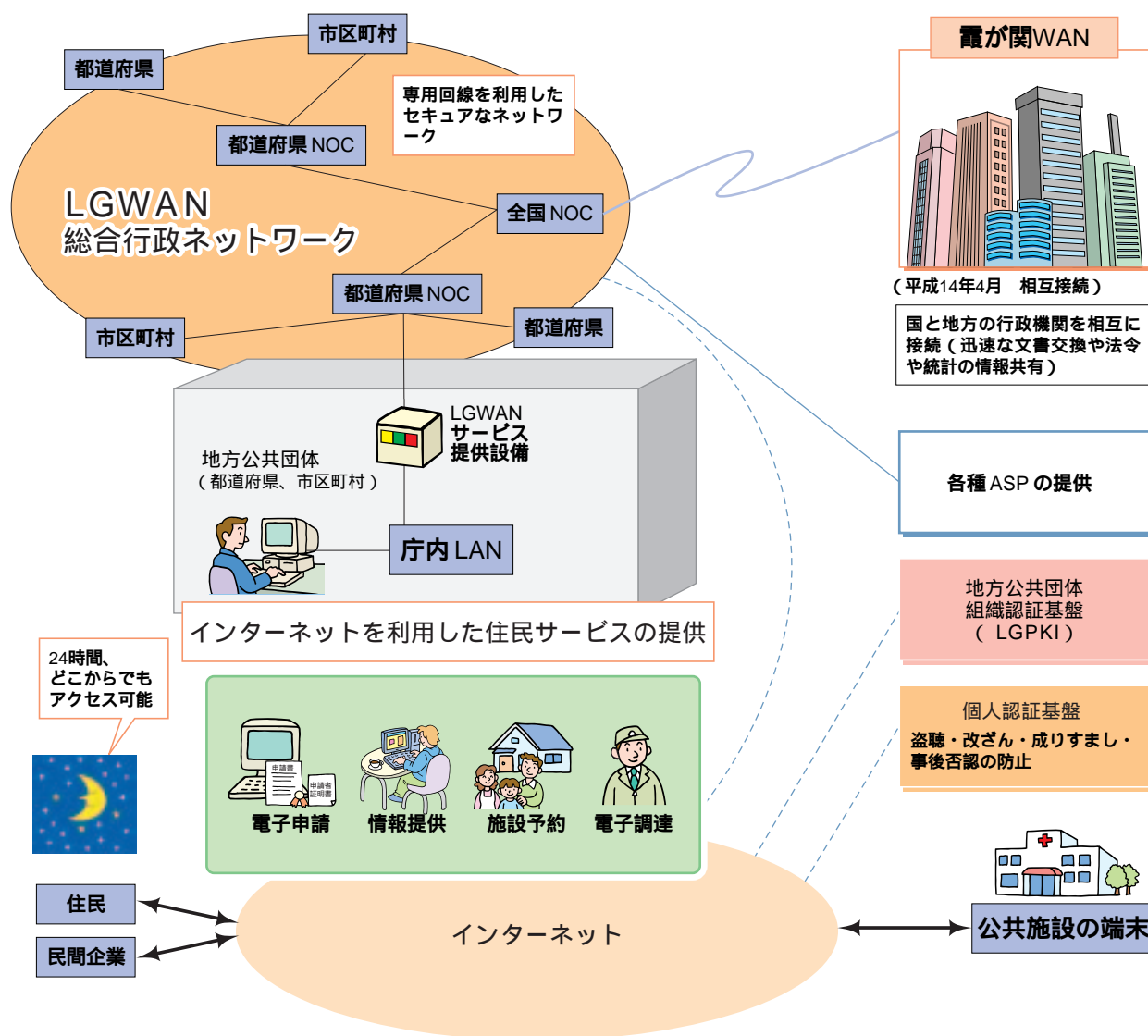
LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークであり、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としている。さらに、電が関WANと接続することにより、国の各府省との間の情報交換を図る

ものである。

平成13年10月に都道府県と政令指定都市、平成14年4月に電が関WANとの接続を実施し、平成15年中にはすべての地方公共団体が参加した。

LGWANは、安全確実な電子メール・電子文書交換や情報共有、多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤として運用され、さらに公的個人認証サービスや共同アウトソーシングのネットワーク基盤として活用されている。

図表 総合行政ネットワークのイメージ



4 電子自治体の実現

(2) 効果的・効率的な電子自治体システムの構築

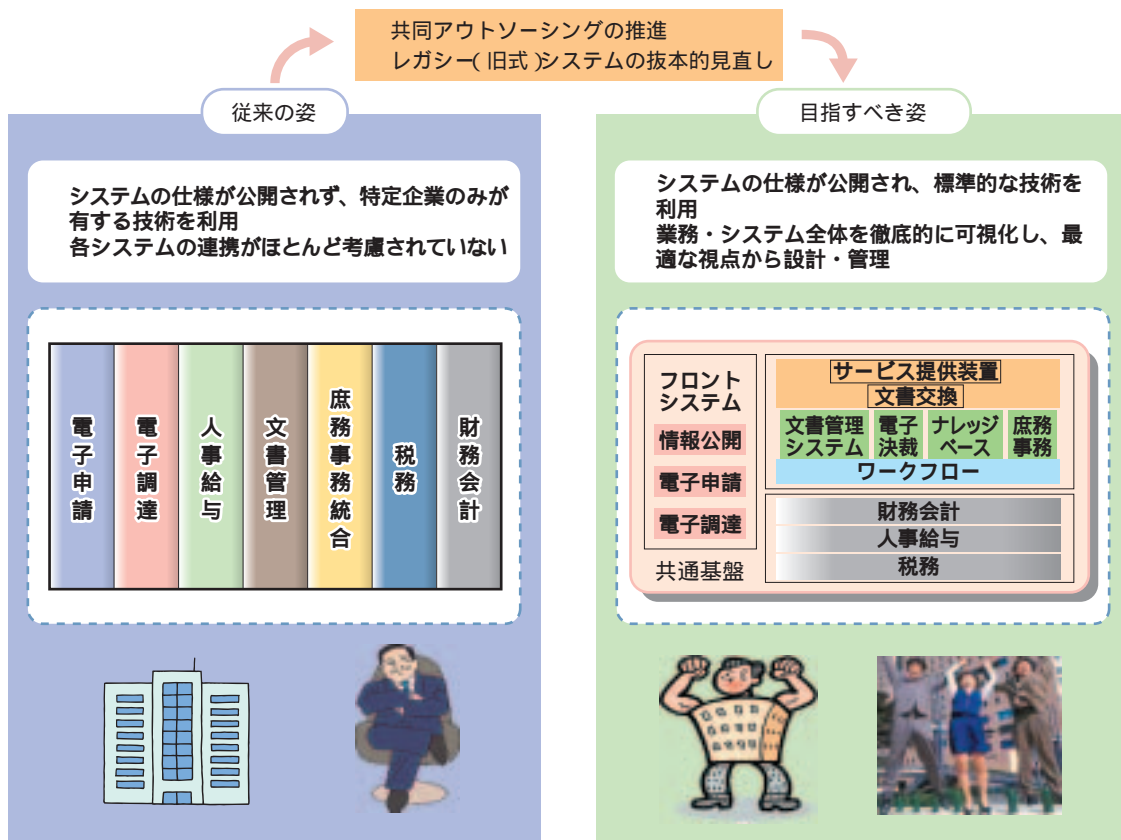
国・地方を通じた業務の効率化の推進

平成15年度末に全国の地方公共団体が総合行政ネットワーク（LGWAN）に参加したことにより、国・地方間の電子的な情報交換等が可能となった。そこで、今後、国・地方間の情報交換等を円滑に進め、安価で効率的な電子自治体を構築するため、地方公共団体に対しての類似内容の照会の繰り返し、複数省庁からの同内容の照会、事務手続の進行手順の不統一、照会から回答までの時間的ロス等の様々な課題を解決するため、国・地方を通じた業務の効率化を推進する必要がある。

このため、総務省では、国・地方を通じた業務の手順をパターン化して自動化するシステム（連携ワーク

フロー）及び国・地方で共有すべき文書・データの連携を可能とするシステム（連携文書管理システム）の開発実証を実施する一方、各地方公共団体における電子自治体システムの構築にあたっては、共同アウトソーシング方式により、システムをオープンにし、中小企業でも受注可能な単位にシステムを切り分けることで、当初受注した企業以外の企業でも機能拡張や改変の際に新たな参入を可能にするなど、IT関連地場産業の新規需要の創出を図るとともに、個人情報保護の要請を受け、高いセキュリティ水準を確保することとしている（図表）。

図表 地域におけるIT関連産業の振興



4 電子自治体の実現

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

電子政府・電子自治体の基盤として

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報（4情報：氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）により全国共通の本人確認を可能としている。

平成14年8月から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働を開始し、行政機関への本人確認情報の提供が可能となり、パスポートの申請の際の住民票の写しの添付や共済年金受給者の現況届が廃止された。平成15年8月からは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、住民基本台帳カードの交付等が開始され、住民基本台帳ネットワークシステムが本格的に稼働した。さらに平成16年1月からは、本システムを活用した公的個人認証サービスが開始され、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている。

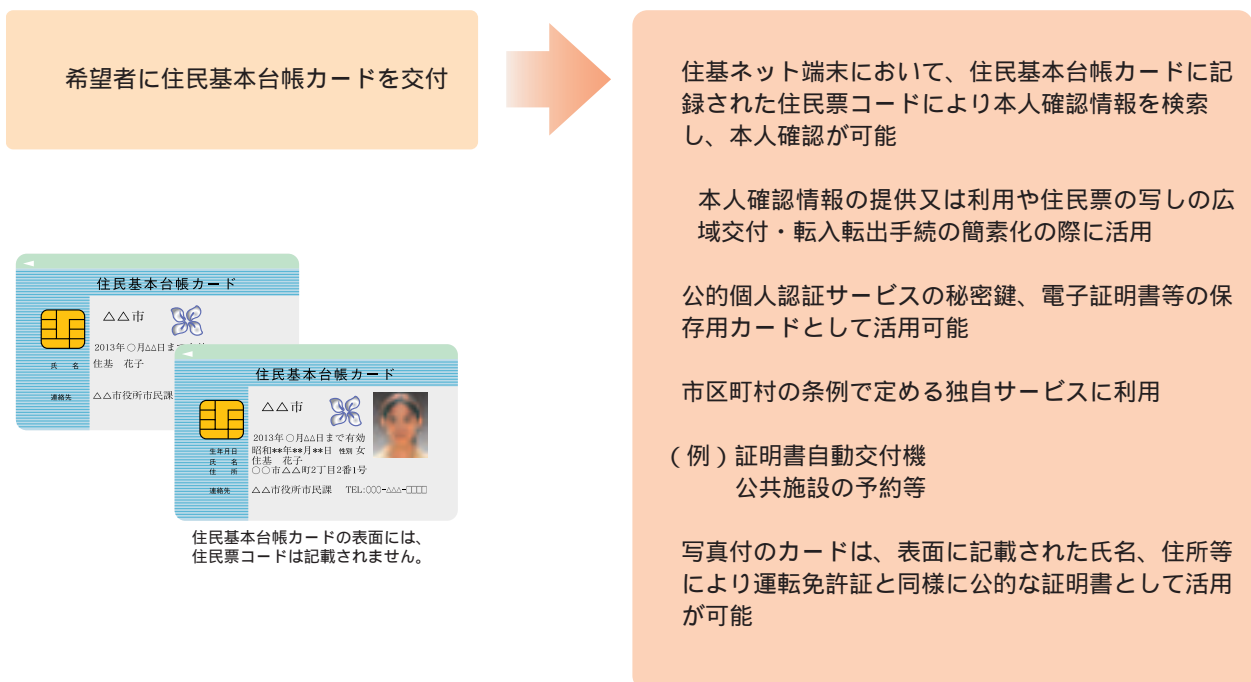
平成15年8月から交付が開始された住民基本台帳カードは、市町村長が希望者に対して交付するICカードであり、公的な身分証明書として役立つほか、ICカードの高いセキュリティ機能と各種情報処理機能を利用

して、公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書等の保存用カードとしての利用や、市町村で独自利用条例による証明書自動交付サービスや公共施設予約サービス等住民にとって身近なサービスの提供等、様々な活用が可能となるものである（図表）。

住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、個人情報保護が重要な課題であり、制度面、技術面、運用面のいずれの面においても、十分な対策を講じている。総務省は、住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会での議論・提言を踏まえ、平成15年度に引き続き全地方公共団体を対象としたチェックリストによる点検を実施する等、個人情報保護について十分な措置を講ずることとしている。

このように、住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤となるものであり、総務省では、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における本システムの円滑かつ着実な運用を支援しているところである。

図表 住民基本台帳カードの利活用



4 電子自治体の実現

(4) 地理情報の高度利用の推進

統合型GISの普及促進

地理情報システム（GIS：Geographic Information Systems）とは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示した上で、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

政府は、GISを社会・経済・文化活動を行う上で基本となる地理情報の編集・統合を可能とする基盤的ツールと位置付け、行政・企業活動・国民生活といった幅広い分野に大きな変革をもたらす高度情報化社会の重要な情報通信基盤であるとの認識の下、その整備及び普及を推進している。

総務省では、これまで様々な実証実験等を行っており、その成果物として、「統合型の地理情報システムに関する全体指針」、「整備指針」、「運用指針」、「活用指針」、「共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書」を策定している。また、平成15年度には、統合型GISについて先進的な取組を行っている団体を紹介する「統合型GIS事例集」及び未導入団体が統合型GISを導入・運用するための参考となる「統合型GIS導入・運用マニュアル」を作成し、地方公共団体における統合型GISの普及促進を図っている。

図表 統合型地理情報システム（GIS）の概要図

（定義）

地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ（例えば道路、街区、建物、河川等）を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステム

（効果）

統合型GISを導入することにより、データの重複整備を防ぎ、各部署の情報交換を迅速にし、行政の効率化と住民サービスの向上を図ることができる

